特集

FATF第５次審査で問われる
有効性の向上・検証

１　第5次審査に向けて備える有効性検証

有限責任あずさ監査法人 金融統轄事業部 金融アドバイザリー事業部 エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎　寛

はじめに

２０２１年８月にＦＡＴＦ（金融活動作業部会）の第４次対日相互審査報告書が公表されて以降、日本の金融機関は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融への対策（以下、「マネロン等対策」という）について、基礎的な態勢の整備を進めてきた。全社的リスク評価の見直し、顧客管理の強化、取引モニタリング・フィルタリングシステムの改善、疑わしい取引の届出（ＳＴＲ）、経営陣の関与や三線管理の明確化など、取り組むべき項目は幅広い。金融庁が示した２０２４年３月末までの対応期限は、その整備を進めるうえで大きな節目となった（注1）。

もっとも、規程を作り、システムを導入し、担当部署を置けば対策が完成するわけではない。犯罪の手口、顧客の行動、商品・サービスや取引チャネルは変わり続ける。整備した仕組みが現在のリスクに合っているか、現場で想定どおりに動いているか、実際のリスク低減や利用者保護につながっているかを確認し、必要に応じて修正することが欠かせない。現在の焦点は、「態勢があるか」から、「その態勢が機能していることを説明できるか」へ移っている。

金融庁は、基礎的な態勢整備の完了で終わるのではなく、金融機関が自ら有効性を検証し、リスク管理態勢を維持・高度化していく必要があるとしている。また、第５次対日相互審査のオンサイト審査では、一部の金融機関等に対する審査員のインタビューが想定されることを踏まえ、自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できる態勢を整える必要があると考えられる。日本の第５次相互審査については、ＦＡＴＦの公表日程上、オンサイト審査が２０２８年夏に予定されている（注2）。ここから逆算して想定問答を作ることも必要にはなるが、それは最後の仕上げにすぎない。実際の運用実績や改善の記録がなければ、回答だけを整えても説得力は生まれない。

本稿の中心となる考え方は、マネロン等対策の有効性検証の高度化が、そのまま第５次対日相互審査への実質的な準備になる、ということである。ただし、両者は同一ではない。ＦＡＴＦが評価する直接の対象は国であり、金融庁が金融機関に求める有効性検証は、各金融機関が自らのリスク管理を点検し、改善する経営管理のプロセスである。第５次相互審査を見据えるうえで重要なのは、相互審査で求められる有効

特集

FATF第５次審査で問われる
有効性の向上・検証
２　金融犯罪を低減する官民連携・金融機関間情報共有
―FATFの視点を交えて―

財務省 国際局 資金移転対策室 資金移転対策管理官
松尾 綱紀

はじめに（注１）

ＦＡＴＦ新議長 Giles Thomson 氏（英財務省）は、就任初日となる本年７月１日、「Launching the FATF's Roadmap 26-28 on Combatting Fraud」と題するウェビナーを開催した（注２）。今後２年の任期中の戦略的優先事項である、①詐欺対策、②リスクベース・アプローチ（ＲＢＡ：Risk Based Approach）、③情報共有・官民パートナーシップ（ＰＰＰ：Public-Private Partnership）の強化（注３）に関し、ＦＡＴＦが国際的なリーダーシップを発揮する強い決意を示した。

財務省は、日本政府首席代表として関係省庁とともにＦＡＴＦ全体会合に参加している。また、国内では「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策政策会議」の共同議長として、２０２８年夏頃に予定されるＦＡＴＦ第５次対日相互審査のとりまとめ役も担っている（注４）。

本稿では、ＦＡＴＦ第５次相互審査において重視される「有効性」の観点から、近年のＦＡＴＦにおける詐欺対策、情報共有・ＰＰＰ強化といった戦略的優先事項を概観する。次に、第５次相互審査先行国の報告書における詐欺対策、情報共有・官民連携の評価を分析する。そのうえで、わが国の官官、官民、民民連携の現状と課題、金融機関に期待される役割を考察する。

一　ＦＡＴＦの戦略的優先事項

1　詐欺への取組み

詐欺は、薬物取引などとともに前提犯罪の一つであるが、現在、世界的に最も重要かつ急速に増加している犯罪収益源である。２０２４年から２０２５年の１年間で、約５０００億米ドルが詐欺によって失われたとの報告がある（注５）。

また、ＦＡＴＦ第４次相互審査報告書（２０１４～２０２４年）の90％において詐欺は主要な前提犯罪として特定されており（注６）、ＦＡＴＦの最終目標たる「金融市場の健全性」を脅かす存在である。

詐欺とその収益によるマネロンは他の前提犯罪よりも密接である。国境を越える組織犯罪グループは、人工知能（ＡＩ）やオンラインプラットフォームなど日々進展する技術を駆使することできわめて短時間で詐欺を行い、かつ金融システムを通じて犯

特集

FATF第5次審査で問われる 有効性の向上・検証

3　第5次審査に向けた留意点 ――FATF審査員経験者の視点から

一般社団法人北海道信用組合協会 専務理事　福島 俊一

はじめに

FATF相互審査は2年近くの長丁場にわたって行われるが、金融機関を含む特定事業者にとっては、オンサイトにおける1時間ほどの面接が〝一期一会〟で、そこで有効性に関する審査団の心証が形成される。第4次審査でシンガポールの審査員を務めた筆者の経験から、主に特定事業者を念頭に、第5次に向けた留意点を考察し、茫漠とした有効性の本質にも迫ってみたい（注1）。

一　FATFの審査員経験者の知見

FATF相互審査は、FATF加盟国が相互にマネロン等対策（注2）に係るFATF勧告の履行状況を審査するプロセスで、加盟国には一定数以上の審査員（assessor）の派遣が求められている。FATF主導の第4次審査では、日本から計5名の審査員が参加した（注3）。

しかし、日本において、審査員経験者が、その任を終えた後もマネロン等対策に従事することは稀なようである。その理由は定期異動や本人の希望など様々であろうが、審査員の経験が組織として継承されず埋没しているのではないか、とかねてより思っている。

概して相互審査で好成績を収めている国は多くの審査員を出し、FATF会合には常連のエキスパートがいる。筆者は第3次対日審査（2008年オンサイト・採択）から直接・間接にFATFに関与してきたが、審査のたびに苦戦を強いられる日本の状況をみるに、審査員経験者を含む知見の継承態勢の弱さが、その一つの要因ではないだろうかと思う。

筆者は、2016年6月のFATF全体会合（釜山）で採択されたシンガポールの第4次審査に審査員として加わり、有効性検証項目（IO）の3（金融機関およびDNFBPsの監督）、4（同予防措置）、10（テロ資金の凍結措置）および11（拡散金融措置）を担当した（IO3と4は他の審査員との協働）。その記憶と手元に残る当時の記録に基づき、守秘義務の許す範囲で（注4）、第5次対日審査に向けた留意点を拾ってみたい。

足掛け3週間のオンサイトで審査団の面接を受ける特定事業者は、その業態のごく一部にすぎない。しかし、FATF審査団

東海地区
判例研究会
Report

窓口金融機関の電子記録債権に対する商事留置権の成否（上）

――福岡高判令和７・４・17金融・商事判例１７３４号36頁

南山大学 法学部 教授 佐藤 勤



一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」という）が事務局を務める「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」が、２０２１年７月19日に制定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画 ～約束手形等の利用の廃止等に向けた自主行動計画～」において、「２０２６年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」（２０２６年３月27日改定版）という最終目標が明記された。

自主行動計画においては、「約束手形等について、『紙』による決済をやめる観点から、電子的決済サービスへの移行を推進することで、産業界および金融界双方の事務負担・コスト削減に寄与し、最終的に約束手形等の利用の廃止につなげる」ことを基本方針に掲げている。

これを受け、全銀協は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（全銀協が設立した電子債権記録機関。以下、「でんさいネット」という）と連携して、手形利用企業が、手形から、でんさいネットが取り扱う電子記録債権である「でんさい」へ移行しやすい環境の整備に取り組んできた。

２０２５年度中の手形交換枚数は１７７４万２千枚、決済金額は63兆１１２５億８６００万円となった（注１）。他方、２０２７年３月31日をもって、電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することが決定されている。

このように、「紙」の手形・小切手の廃止のスケジュールが公表されたこともあり、手形・小切手から電子的決済サービス、とりわけ電子記録債権への移行が急速に進んでいる。

そこで、本稿では、電子記録債権の債権者の窓口金融機関、すなわち、でんさいネットの利用者との間で、でんさいネットの利用に関する契約（以下、「利用契約」という）を締結している金融機関（業務規程２条19号、20号）が、当該利用者が電子記録名義人（電子記録債権の債権者（電子記録債権法２条６項））である電子記録債権について、商事留置権等に基づく優先的な弁済を受けることができないとした福岡高判令和７・４・17金融・商事判例１７３４号36頁（以下、「本判決」という）を考察する。

本判決の争点は、窓口金融機関のでんさいに対する商事留置権が成立するか（争点１）、および破産手続開始決定後に当該でんさ